

# 自由主義と「文化闘争」

## —西中欧におけるカトリック政党の登場—

平 島 健 司

### 要 約

本稿は、オランダ、ベルギー、スイス、ならびにドイツ連邦のバーデンとオーストリアの自由主義派が、1860年代から1870年代にかけカトリック教会に対して挑んだ文化闘争に着目し、その結果生じたカトリック勢力の政治的動員が各地のその後の政治発展に与えた影響について比較考察することを目的とする。

オランダとベルギーでは、闘争の中で党派的動員を進め、サブカルチャーを組織化したカトリック勢力が、自由主義の優越を崩し、政権に到達した。闘争がカトリック勢力内部で展開したスイスでは、教皇至上主義派に対抗するリベラル・カトリック派が自由主義派による連邦国家のさらなる建設を助ける一方、全国政党の組織化に着手し連邦政府の一角を占めることになった。強い自由主義の伝統を持つバーデンのカトリック勢力は、国家統一とともに中央党に合流したが、立憲体制の構築が遅れ、自由主義政府が短命に終わったオーストリアでは民族的対立が表面化する中でサブカルチャーの形成を遅らせた。

各地における立憲体制の性格と自由主義の強度の違いに応じ、カトリックの政治的動員とサブカルチャーの形成も多様な展開の道筋を辿ったのである。

Focusing on the 'Kulturkampf (cultural war)', which the liberal forces waged against Catholics, the article compares the catholic political mobilization around the 1860s and the 1870s, and its legacies in the Netherlands, Belgium, Switzerland as well as in Baden and Austria of the German Confederation. In the Netherlands and Belgium, the Catholics advanced subcultural pillar formation and successfully challenged the liberal dominance finally to reach the governing position. In dominantly liberal Switzerland, it was within the catholic camp that the cultural struggles were fought, in which the moderate Catholics helped the liberals to further build up the federal state, opposing the Ultramontanists. By contrast, in the conservative German Confederation, while the political Catholics in Baden merged into the Center Party in the unified German Empire, the Austrian liberal governments were too short-lived to mobilize the Catholics into a subcultural entity. Depending on constitutional structures and liberal strength therein, catholic political mobilization differed in variegated ways.

## キーワード

自由主義, 文化闘争, 西中欧, カトリック政党, 柱形成

Liberalism, *Kulturkampf*, Western Central Europe, Catholic Parties, Pillarization

## 1. 自由主義とカトリック教会

1848・49年革命のさなか、ドイツの自由主義者が来るべき統一国家の憲法草案を審議するためにフランクフルトに集った際、その議論を「基本権」の審議から始めたことはよく知られている。憲法委員会から提出された草案は、市民権と住居権の規定に始まり、在外ドイツ人の権利に至るまで個人の権利を列挙する包括的なカタログであり、フランスの人権宣言と同じく旧体制と決別し、新しい市民社会を展望するものであった。国民議会の代議員たちは、統治機構よりも人々の社会生活の骨組みともなる人権の検討にこそ重きを置いたのである (Ribhegge 1998, 50-53)。

その中に含まれた3節 (Artikel) と4節は (翌年に採択された憲法案が「ドイツ国民の基本権」と題しておいた6章の5節と6節に対応する)、将来の統一国家における信教と良心 (Glaubens- und Gewissensfreiheit) の自由に続き、学問とその教授 (Wissenschaft und ihre Lehre) の自由を謳った (Huber 1978, 391f)。前者 (3節) は国家と「宗教共同体 Religionsgesellschaften」すなわち教会との間の関係の原則を、後者 (4節) はとりわけ学校教育における教会の役割を規定するものであった。審議の過程では、ウィーン体制の下、ドイツ連邦の領邦国家が警察国家となって市民の自由を抑圧した経験に鑑み、国教会制度を廃止して教会を国家から分離しつつ、宗派間の対等を確認する立場へと議論が収斂した。しかし、後者の学校問題を担当した当該委員会は、憲法委員会原案とは異なる反教権主義の立場をあらわにした。学校を監督するのは国家であり、聖職者の監督権は剥奪される、との規定が、新旧の宗派を代表する少数派の反対を押し切り可決された。少数派は、「宗教教育を除いて」という文言をかりうじて挿入するにとどまったのである (憲法草案 153条) (Ribhegge 1998, 78-82)。また、ヴェストファーレンの貴族であり、その際に基本権として「親の権利」の保障を訴えたケテラー (Wilhelm Emmanuel von Ketteler) の主張も、自由主義派の大勢が受け入れるところにはならなかった。それ以前に、異宗派間の婚姻によって生まれた子の宗派教育をめぐる、カトリック教会とプロイセン当局との間に生じた対立がケルン大司教の逮捕に及ぶ、という事件 (Kölner Wirren) があったが (1837年)、彼は事件後にプロイセンの行政法務官の職を辞し、神学を学んでカトリックの神父となり、革命後にはマインツ司教に選ばれた人であった。<sup>1</sup> この採決の後、カトリックを代弁した議員たちは失意のうちにフランクフルトを後にしたが、基本権を論ずる議会への請願の提出を目

的として革命後のヘッセン、ラインラント、シュレジエン、チロルを中心に全国的に組織されていた「ピウス協会 Pius-Vereine」<sup>2</sup> を母体とする「ドイツ・カトリック協会 Der Katholische Verein Deutschlands」がマインツにおいて設立されたのである (*ibid.* 81f). ここに、統一後間もない帝政ドイツを席卷する「文化闘争 Kulturkampf」の伏線を読み取ることもできよう (*ibid.* 80).

自由主義者は決して反教会であったわけではない。しかし、近代国家は宗教に対して中立であり、世俗国家に対して市民がその保障を求める権利は信仰の有無とは無関係だと考えられた。近代国家は、国家から分離された教会の自律性を尊重しなければならないが、婚姻や学校教育など市民生活の枠組みを律するのはあくまでも国家であり教会ではなかった。その上、自由主義者の間では、学問と教育を基盤として国家の近代化を推し進め、「進歩」と「文化」の担い手となる、という強い自負が共有された (Nipperdey 1976, 97; Nipperdey 1992, 364-367)。オランダの自由主義者トルベッケには「国民の頭脳」としての自覚があったし、分離同盟戦争に勝利し、多数決を強行しつつ連邦国家を創設したスイスの自由・急進派にも唯一無二の党派としてのアイデンティティーがあった (Evans 1999, 79, 131; Gruner 1964, 206)。

一方、カトリック教会の側にも自由主義者の反発を増幅させる要因があった (Clark 2003)。フランス革命とナポレオンが大陸にもたらした戦乱は人々の間に平和と秩序の回復を渴望させたが、カトリック信徒も信仰を強めたといわれる。<sup>3</sup> 教会の内部では、国教会制度を是認しつつ教会改革を進めようとする潮流が継続する一方、<sup>4</sup> ウィーン体制下に教皇国家における世俗の支配権を取り戻したローマ教皇の権威に追従する傾向が強まった。1846年に新教皇に選出されたピウス9世は、当初はイタリア統一運動から期待を集めたものの、軍事的統一を進めるサルデーニャ王国との間で対立を深め、王国が半島をほぼ統一した際には敵対の姿勢を解かず、さらに、教皇領がフランス軍の撤退後に併合された後にもイタリア国家に対する非妥協的な態度を貫いた。サルデーニャがヴェーネトを残して半島を統一した際に教皇領の大半を失ったピウス9世は、回勅 (*Quanta Cura*) を公表

1 草案5節150条は、婚姻が民事法上有効であるためには民事婚を行うことが不可欠であり、教会婚をもって代えることはできない旨を定めた。

2 後述のように、改革教皇として期待された時期のピウス9世にちなんでの名称であった。Cf. (Evans 1999, 68)

3 工業化が比較的早期に始まったラインラントとヴェストファーレンでは、中央党に対するカトリック大衆の政治的支持が、ビスマルクの文化闘争に先んじ、聖職者や信徒の活動を通じて醸成されていた点を指摘した古典的研究に (Sperber 1984) がある。Cf. (Kalyvas 1996, 212)

4 神聖ローマ帝国の解体後、南西ドイツのカトリック教会はフライブルクの大神父座を頂点とする組織に再編成されたが、国家の優位と合理主義を強調し、ヘルヴェティア共和国時代にはコンスタンツの司教総代理であったヴェッセンベルク (Ignaz Heinrich von Wessenberg) の教説がスイスにまで及ぶ付近一帯に大きな影響力をもった、とされる (Evans 1999, 63)。

し、そこに 80 か条の「謬説表 *Syllabus Errorum*」を添えて近代国家の自由主義理念をことごとく断罪したばかりか (1864 年)、ローマ併合を前にはヴァティカン公会議を開催し「教皇無謬説」を宣言した (1870 年~71 年).<sup>5</sup> ピウス 9 世のこれらの一連の行動が自由主義派の反発を強める一方、アルプス山脈の向こう側の各地に「教皇至上主義 Ultramontanism」の動きを勢いづかせたのである。

本稿の課題を設定しよう。本稿は、オランダ、ベルギー、スイス、ならびにバーデンとオーストリアの自由主義派が、1860 年代から 70 年代を中心にカトリック教会に対して展開した文化闘争を対象とし、その結果生じたカトリック勢力の政治的動員がその後の政治発展に及ぼした影響について比較考察することを目的とする。<sup>6</sup> いわゆる「文化闘争」は、ドイツ統一を達成したばかりの保守派のビスマルクが、自由主義派とともに、カトリック教会とカトリックを政治的に代表する中央党を「帝国の敵」と呼んで実施した一連の立法措置をさす。<sup>7</sup> しかし、カトリック教会を敵視する自由主義の学校政策は、ドイツ連邦の立憲政治を先導する模範国とされていたバーデンの 60 年代においてすでに先行していた。この時代は、ドイツ連邦では、革命後の「反動」から産業化の急展開や人口移動などの社会経済的変動を背景として「新時代」への転換が期待された過渡期として位置付けられる (Siemann 1990)。国際関係としては、48・49 年革命後のウィーン体制の引き締めに向けて協調した 5 大国の間に綻びが生じた後、イタリアが国家を統一し、続いてプロイセン率いる北ドイツ諸邦がオーストリア側の諸邦に勝利して小ドイツ主義でのドイツ統一が達成された時期であった。大ドイツ主義を掲げたオーストリアは、西中欧の中心部から遠く離れ、ドイツ連邦の中で憲法を持たない大国であったが、イタリアの国家統一に伴い半島の領土を失ったばかりか、ドイツ連邦内の内紛 (いわゆる普墺戦争) においても敗北を重ねた末に遂に立憲へと動き始めた。

かつてリプセットとロッキンは、19 世紀の西ヨーロッパの政治社会に刻み込まれた対立軸 (cleavage) の一つとして「動員を進める国民国家の要求」と「団体としての教会の権利主張」との間の決定的な拮抗に言及した (Lipset & Rokkan 1990, 102)。確かに、神聖

5 イタリア国家統一への動きにおけるピウス 9 世については、Cf. (北原 2008, 374~407)。

6 本稿の関心に近く、本稿が依拠した優れた先行研究として (Kalyvas 1996) と (Evans 1999) がある。前者は、保守派と教会による合理的選択の結果、キリスト教政党が形成されたベルギー、オランダ、オーストリア、ドイツ、イタリアとならび、形成されなかったフランスを事例としてとりあげる。後者は、ドイツ、スイス、オーストリア、ベルギー、オランダにおけるカトリック政党 (オランダについては改革派の政党も含む) の歴史をフランス革命以降の 200 年間に及んで追跡する。西中欧の地域に着目する本稿の観点からは、前者には (事例の選択自体は正当だが) スイスが欠けている。また、歴史的事象を広範に扱う後者に対し、本稿は対象時期を絞り込み、立憲政治を踏まえた自由主義派の文化闘争に焦点を定める点が異なる。

7 ニッパードイ (Nipperdey 1992) は、三者間の闘争を自由主義の政策の一部として位置づける。なお、(Clark and Kaiser 2003) は、'Kulturkampf' を 'struggle of cultures' と表現し、ヨーロッパの「文化圏」における各国の文化闘争を相互に関連付けようとした論集である。

ローマ帝国の聖界諸侯がナポレオンの支配下で「世俗化」され、ローマ教皇がイタリア統一によってその領土を失ったように、世俗的地位の喪失はカトリック教会にとって大きな衝撃であったことに疑いはない。しかし、真に決定的であったのは、教会が国家との間で「共同体の規範の統制権」をめぐり道義的に争った点にこそある、という。「婚姻の儀式や離婚の承認、慈善事業の組織と社会的逸脱者の処遇、医療と区別して宗教を担当する行政官の分掌職務、葬儀の執行」などの事項をめぐる係争として現れた、と両者は続け、「しかしながら、教会と国家との間の根本的な争点は教育の統制に集中した」と断ずる (*ibid.*).<sup>8</sup>

オランダとベルギーの自由主義派は、まさに学校問題を中心として宗派勢力と対立し、その政治的動員を促した。オランダは、48・49年革命を経て政教を分離したにもかかわらず、学校制度を国家の監督下にとどめ、公立学校が培う教養と啓蒙こそが進歩をもたらすとする自由主義派が、宗派学校の設立を国家に求める宗派勢力との間で対立を深めていった (Blom 2006, 407).<sup>9</sup> 一方、保守勢力と提携してオランダから独立を達成したベルギーの自由主義派は、人権を包括的に保障する憲法に守られ、学校の設立と運営においてもその活動域を広げた教会に対抗し、公立制度の拡充によってカトリック系の学校を劣位に追いやりようとした。自由主義派は、教皇至上主義派に牽引されてカトリック政党へと衣替えした保守派に対抗し、教師と児童のボイコットや街頭での衝突までもを伴った「学校闘争」(1879年～1884年)を惹き起こしたのである。

スイスの自由・急進派もまた、反自由主義の言説を繰り返し表明するピウス9世への反発を強めた。改革派(プロテスタント)の伝統をもつベルンやジュネーヴでは、ナポレオン支配後に編入されていた北部のジュラや周辺のカトリック地域において修道女教員の学校教育からの排除やカトリック司教座の再建に反対する動きが起こった。しかし、ゾロトゥルンやティチーノ、ルツェルンなど、カトリックであっても自由主義に共鳴する立場から教皇至上主義に批判的な勢力を擁するカントンもあった。スイスの文化闘争は、カトリック界内部の自由主義派と教皇至上主義派との対立でもあった。自由・急進派は、憲法改正にカトリック教会の活動を制限する内容を含めるなど、連邦への集権化には慎重だが教皇庁にも距離をとりつつ改革を求める保守派からも戦略的に支持を調達しながら連邦の権限強化を進めた (1874年).<sup>10</sup>

普墺戦争での敗北後、ハンガリー王国との「妥協」(1867年)によって二重の君主制へ

8 バーデンの文脈での類似の指摘は、(Becker 1973, 194)

9 学校問題と反革命党(ARP)については、オランダに特有の二元主義的議院内閣制に着目し、その歴史的由来を追跡した(岸本 2009)を参照。

10 スイスの文化闘争史を詳細に通観したものに(Stadler 1984)がある。

と再編されたハプスブルク帝国のライタ以西においても、「市民政府 Bürgerministerium」  
と呼ばれた自由主義派の政府が直ちに改革に着手し「文化闘争」を巻き起こした。「新絶  
対主義」の下でローマ教皇との間で結ばれたコンコルダトを一連の立法によって改め、  
18世紀の啓蒙絶対主義の時代に立ち返るべく国家規制の回復が目指された。これに対し  
て抗議の声を上げたリンツの司教が逮捕され、それに反発したカトリック保守派の運動が  
諸領邦に起こった。このように、自由主義派が立憲制をふまえてカトリック勢力に挑んだ  
「文化闘争」が、西中欧の国々においてほぼ時期を同じくして展開されたのである。

## 2. 文化闘争と政治的動員

### 1) オランダとベルギー

確立された立憲体制の下、自由主義派の攻勢に抗うカトリック勢力が党派的動員をもつ  
て応じ、ついにはカトリック政党として政権に到達したのはオランダとベルギーにおいて  
であった。より正確には、ユニオニスムの旗印を掲げて自由主義派とともに立憲君主国を  
創設したベルギーの保守派は、48・49年革命以降、自由主義派の優勢に甘んじていた  
が、70年代には転じて政権の維持に成功した。1879年に再び自由主義の穏健派（「ドクト  
リネール」と呼ばれた）に政権の奪回を許したものの、初等教育から教会を排除しようとす  
る法案に異を唱えて「学校闘争」を挑み、5年後に自由主義派を政権から追い落として勝  
利する。これ以降、保守派の長期政権が続くが、教皇至上主義派が影響力を強めた保守派  
は何よりも教会の意向に忠実なカトリック党へと変容を遂げたのである。<sup>11</sup>

ベルギーがカトリックの国であったのに対し、そもそもオランダはホラントを初めとす  
る北部7州がスペインの支配から独立を勝ち取った改革（カルヴァン）派の国である。18  
世紀において人口全体のおよそ35%を占めたオランダのカトリック信者は、従属的な地  
位に置かれた南部の北ブラバントとリンブルフのカトリック州を中心に居住していた。統  
一王国が掲げた宗教的寛容の名の下に、司教座や司教区など正式な位階組織の設置を許さ  
れなかったカトリック勢力は、その宿願を自由主義派のリーダーであったトルベッケ

---

11 保守派は、フリーメーソンを初めとする自由主義派の組織に後れを取った。もっぱら農村社会や教区のネッ  
トワークに頼っていた保守派は、50年代に組織化に着手し、60年代に都市の下層中間層の間にも支持を広  
げていった。党名として「カトリック党」ないし「カトリック保守党」が併用されたが、「保守」には1831  
年憲法の護持という意味が込められていた。この「保守」としての「リベラル・カトリック派」に対し、カ  
トリックと自由主義との二律背反を強調する教皇至上主義派が後に台頭する。Cf. (Evans 1999, 137),  
(Kossmann 1978, 246-251), (Kalyvas 1996, 187-192)

(Jan Rudolf Thorbecke) が率いる政権の下でかなえた。しかし、改革派の原理主義派がこれに対する抗議運動を展開してトルベッケに辞任（1853年）を強いたため、カトリックと改革派の間には緊張が生まれた。だが、改革派が初等教育における宗派教育に対する国家支援を後に求めるに至った一方、新たに職位についた教皇至上主義派の司教たちも1857年の学校法を拒絶してカトリック独自の学校制度を求めたため（1868年）、両派の立場は同調に向かった。トルベッケ後の自由主義派は、これらの要請に対する対応を模索するうちに社会の進歩を促す積極的な役割を世俗的国家に求める立場を強調するに至り（1878年の新たな学校法は、公立学校の水準を改善する一方、私立〔宗派〕学校への補助を拒絶し続けた）<sup>12</sup>、改革派のみならずカトリックの党派的動員をもたらした。「有権者の背後に取り残された人々」の政治参加を掲げ、改革派の伝統に立ち返って1879年に「反革命党（ARP）」を設立したカイペル（Abraham Kuyper）に触発され、ピウス9世を崇拝する神父であったスハープマン（Monsignor Herman J. A. M. Schaepman）が、カトリック勢力を自由主義派から引き離し、改革派との共闘に動かした。両宗派勢力は、1888年の選挙において下院の過半数を制し、「奇怪な」と形容された連合政権を発足させた。<sup>13</sup> その翌年、新政権は新法を制定し、私立学校の経費の3分の1を国庫が補填することとしたのである（Kossmann 1978, 354）。

もっとも、自由主義派と宗派勢力が同じく学校制度をめぐる対立したとはいえ、ベルギーの初期条件がオランダとは異なっていた点を忘れてはならない。ベルギーの31年憲法は、信教の自由をあくまでも個人の自由権として保障することにより、意図的にカトリック教会を法的な規制の対象から外そうとしたといわれる（Marteel 2020, 417f.）。また、教育の自由（憲法17条）として、聖職者が教職に就き、子を宗派学校に通わせる親の自由も保障されていた。統一王国の時代の国家監督の制約から解放された教会は、修道会の活動を展開した他、小学校から大学の設立に至るまで教育においてもその存在感を増していった。保守派が1842年に制定した学校法も、小学校を地域の監督機関の下におくことにより、教員やカリキュラムの管理における聖職者の影響力をいっそう強めていた（Evans 1999, 28, 136）。自由主義派の単独政権となったロジエ政権は、反教権主義を鮮明にして学校法（1850年）を新たに制定し、公立中学校を増設して教会の教育支配にくさびを打ち込もうとした。この政権が教会側からの激しい抗議にあつて下野し、さらに教皇至上主義に傾く保守党と自由主義派との間で政権の交代が続いた後、再び政権を率いたフレール＝オルバン（Walthère Frère-Orban）が1842年法に対する闘争を宣言した（1878年）。彼

12 (Evans 1999, 133).

13 組織化は、1870年に北ブラバントで設立された選挙委員会に始まったが、「ローマ・カトリック国家党」として全国政党が正式に発足したのは1926年であった。Cf. (Evans 1999, 132)

は、公私立を問わずすべての小学校を国家が組織するネットワークに統括し、カリキュラムや教員の配置、養成など学校の運営から教会の影響を一掃しようと試みた。<sup>14</sup> しかし、教会の組織的支援を受けた保守党が1884年の選挙で大勝し、法を改正してカトリックの学校への国家補助を義務化し、自治体には宗教教育のカリキュラムを導入する権利を認めさせた。カトリックを前面に押し出した保守党がそれ以降1914年まで政権を維持することになった。<sup>15</sup>

さらに注目すべきなのは、宗派勢力が幅広い有権者に支持を訴えて自由主義派に直ちには対抗しなかった点である。両国の憲法は、投票権を付与する条件として納税を課したが (*régime censitaire*)、ベルギーではおよそ全人口の7分の1に相当する成人男子が (Lamberts 2006, 321)、オランダでは成人男子の中の10%前後が有権者であったに過ぎない (1850年の選挙法) (Aerts 2020, 359)。ベルギーにおいて普通選挙制が導入されたのは1893年であったし (最多で3票が高額納税者に与えられる不平等選挙であり、1899年に実施された)、オランダの48年憲法が選挙権の拡大を可能とするよう改正され、有権者資格が緩められたのは1887年であった (Kossmann 1978, 350f)。それまでは、人口の変動や移動に伴って行われた選挙区割りの見直しが党利党略の観点から行われるのが習いであり (Aerts 2020, 360)、ベルギーでは部分的に納税資格に代えて教育資格を導入する法改正や、そのような改正が政権交代後に直ちに葬られることもあった (Marteel 2020, 400f)。しかし、議会の多数派が普選の導入について一致することは難しかったし、社会的格差がかえって制限選挙を正当化する根拠ともされた (Blom 2006, 420; Kossmann 1978, 324f)。かねてより自由主義の急進派が掲げていた普選の実現は、議会外の労働運動と社会民主主義政党の登場を待たねばならなかったのである。

## 2) スイス

1870年の時点におけるスイス国民の宗派別の内訳は、59%がプロテスタント、40%がカトリックであった、という (Bossard-Borner 2003, 256)。スイスの近代連邦国家は、誓約同盟会議が分離同盟に結集したカントンを実力で屈服させて成立に至ったが、会議を構成

---

14 コスマンは、ロジエに次ぐ第2世代のドクトリネールであったフレール＝オルバンとカトリックとの立場の相違が相対的には小さなものであった、と指摘する。「私の見るところ、宗教なき社会を理解することができないのと同様に神なき世界も理解しがたいものだ」というフレール＝オルバンの言葉を引いている (Kossmann 1978, 233)。

15 1868年に教会が平信徒の間で組織した「カトリック・サークル *Fédération des cercles catholiques*」が、1879年に教会の承認の下に保守党の組織と合同していた。この組織の活動が保守党に勝利をもたらした。Cf. (Kalyvas 1996, 190)

したのが自由・急進派のリーダーであり（スイスではドイツ語で *Freisinn*、すなわち自由思想者と自称する）、彼らはプロテスタントのカントンを率いていた。それに先立つ「再興」運動に抵抗し、後には分離同盟を結成して近代国家の形成に反対したカトリックのカントンはこの点において保守派であった。しかし、保守派のカントンの中には自由主義を肯定的に受け入れる勢力も存在した。とりわけ、南西ドイツのバーデンに近接するアールガウ、ルツェルン、あるいはベルンのカトリック少数派には、ローマに対して距離を置き国家との協調を重視するヴェッセンベルクの教説が強い刻印を残していた。ウィーン体制下にスイスの司教区が再編された際、最大となったバーゼル司教区では、<sup>16</sup> カトリックのみならず宗派が混交するカントンの政府も加わって司教区会議が編成され、このようなヴェッセンベルク派の立場が14か条の「バーデン会議憲章」（1834年）として表明された。この憲章は直ちに教皇から批判されたが、再興運動に対する揺り戻しが起こる中、アールガウやベルンではこの憲章を拒んだカトリック勢力がカントン政府と衝突したのである（Evans 1999, 42-46; Bossard-Borner 2003, 259-261）。

このような前史をもつスイスの文化闘争は、ビスマルクが国家統一後直ちにカトリック勢力の孤立化に乗り出す一方、ピウス9世がヴァティカン公会議を開催し、「教皇無謬説」を公表するという事態の中で表面化した。バーゼル司教区では、司教区会議と教説を否定する教区司祭を破門した司教のラシャ（Eugène Lachat）との間で対立が深まった。その結果、後の「キリスト・カトリック教会」に連なる急進派のカトリック組織がゾロトゥルンで設立され、ラシャ司教は会議によって解任された上にゾロトゥルンから当地の居所を追われてルツェルンへの移動を余儀なくされた。また、ローザンヌ・ジュネーヴ司教区でも、再建を予定されたジュネーヴ司教区の司教候補者として教皇が想定した司教補佐が、連邦政府から国外追放の処分を受け、両国間の国交が断絶に至った。

こうして紛争は、個々のカントンのレベルにとどまり、教皇に対する連邦政府の対応も国内の対立を煽ることがなかった。スイスの（改革派の）自由主義派は、低地諸国の場合とは異なり、自らカトリック勢力に挑みかかろうとはしなかったのである。むしろ、自由・急進派の関心は、60年代となって各カントンで活発化した「民主的運動」に依りつつ、連邦の権限を拡大して連邦制国家の建設を進める点にこそ向けられた。1862年のバーゼル・ラントに始まり、ベルン、アールガウ、ジュネーヴ、ルツェルン、チューリヒなど、多くのカントンにおいて代表民主制に対する批判が高まり、集会の開催に続いて憲法が改正された。議会が決定した法案に対し、「人民拒否権」から始まり、任意の、そして義務的なレフェレンダムやイニシアティブの権利までが定められ、その対象も課税や財政

16 もう一つはローザンヌとジュネーヴの司教区であり、南部はイタリアのコモとミラノの司教区に属した。Cf. (Evans 1999, 42).

支出に拡張された。かつて、30年代に自由主義者が門閥勢力に対して「再興運動」を起こしたように、今や自由主義者が同じ論理によって民衆から挑戦を受けていたのだ (Schaffner 1998, 212-221; Kley 2020, 266-268)。

また、他方において自由・急進派は、工業化の進展が加速する中、カントンの敷居を越えた経済活動を円滑に促すための全国的法制の統一や、イタリアに続くドイツの統一の際に明らかとなった国土防衛の増強を急がねばならなかった。1872年に試みた包括的な憲法改正案が僅差で否決されたのを見た連邦政府は、2年後の再提案において拡大されるべき連邦権限の執行をカントンに委ねる形に変更する一方、カトリックの権利を制限する条項（「宗派的例外規定」）を追加した。すなわち、修道院や修道会の新設を禁ずる他、司教区の新設には連邦の承認を必要とし、連邦官庁が宗教共同体の形成や分離を認可することなどの規定が追加的に盛り込まれた（ジュネーヴ司教区の再建の拒否とキリスト・カトリック教会への支援を念頭に置く）。このようにスイスの文化闘争は、カトリック勢力内部の足並みを乱し、教皇至上主義に距離を置くカトリック信者やカントンから連邦権限の拡大への支持を調達するための道具として援用された (*ibid.* 270-273)。<sup>17</sup>

### 3) ドイツ連邦の西と東—バーデンとオーストリア

同時代の自由主義者のフィルヒョウ (Rudolf Virchow) が「文化闘争」と呼んだのは、国家統一を成し遂げたばかりの保守政治家ビスマルクが始めた政策であった。その政治的標的は、最初の帝国議会選挙 (1871年) の前年に結成され、選挙の結果、第2党となった中央党であった。それ以前にも、プロイセンの文相が宗派混交地域におけるカトリックの布教活動を制限し、ローマのドイツ語神学校への学生の留学を禁ずる省令を発したのに対し、ラインラントの県議会がその撤回を求める請願を決議し、カトリック教会が抗議集会を組織する、という事件があった (Hyde 1991, 111ff.)。これも48・49年革命後の反動期のプロイセン保守派政府が、発布されたばかりの欽定憲法の理念に反して試みたカトリック締め付けのエピソードであった (1852年)。<sup>18</sup> だとすると、立憲主義を掲げながらも君主制

17 学校教育から宗派の影響を払拭しようとする自由・急進派は、後に連邦に教育監督官 (Schulvogt) の新設を試みたがレフェレンダムの結果は否であった (1882年)。文化闘争が席卷したカントンの他、プロテスタントのカントンの間でさえ反対票が上回ったが、ゾロトゥルンでは賛成票が多数を占めた。Cf. (Bossard-Borner 2003 280f.)

18 1848年12月に発布されたプロイセン憲法は、ベルリンの国民議会が起草したヴァルデック草案 (Charte Waldeck) を土台としたが、その後、三級選挙法の導入や、第1院の貴族院 (Herrenhaus) への変更などが加えられた。外交や軍事、緊急権など君主に残された広い専権事項が君主制原理を際立たせた。プロテスタントの福音派統一教会とならび、カトリック教会も国家から自立した公法上の団体として承認された。Cf. (Manca 2020, 917-922)。

の枠内にとどまり、議会化に踏み切ろうとはしなかったドイツ連邦の自由主義者には、そもそもカトリック勢力に決起を迫るような闘争を期待するのは的外れであったのかもしれない。しかし、立憲体制の性格にかかわりなく、ドイツにおいても権力を手中にした自由主義者は迷うことなく文化闘争を挑んだのである。

48・49年の革命時、議会が自由化を求める市民の請願にいち早く対応し、君主も自由主義者を新閣僚に迎えるなど、バーデン大公国はドイツ連邦の立憲主義を先導する邦国であった。すでに革命に先立つ40年代において、現職閣僚の責任を問う下院の自由主義派が選挙での勝利を重ね、時の大公に閣僚の交代を余儀なくさせるという前例もあった(Fehrenbach 2007, 32f)。果たして1860年、その自由主義派が、フリードリヒ大公がピウス9世との間で結んだコンコルダートに抗議し、閣僚の交代を再現させることになった。上下両院のみならず世論からも厳しく批判された大公は、国民に向けて声明を発表し、立法によるカトリック教会の処遇と憲法秩序の安寧を確約した(Becker 1973, 59)。保守派に代わり自由主義派を率いる領袖が加わって登場した新政府は、自治体の権限を拡大する行政改革や、警察国家から法治国家への転換を促すための司法制度の改革を初め、さらには産業化の進展に対応して営業や移動の自由を徹底する試みにも注力し、まさに「新時代」を画する自由主義的改革を進めた(Langewiesche 1988, 85-87)。その掉尾を飾ったのが学校監督法(1864年)であり、国家が統括する学校行政を実現するために、聖職者以外のメンバーを含み宗派混交で構成された監督委員会が末端の自治体レベルに設けられた(Becker 1973, 130)。

しかし、地域の委員の選出に際しては、フライブルクのヴィカーリ(Hermann von Vicari)大司教を初め聖職者が農民に働きかけてボイコット運動を展開した他,<sup>19</sup>反学校法を掲げる教皇至上主義者が運動(「カジノ」と呼ばれた集会の開催)を組織して地方選挙戦を席卷した(*ibid.* 131-146)。カトリックの政治的動員に対する驚きと警戒が自由主義派の間に広がる中、文化闘争の続行を唱える急進派が結束を固めた。そこで、大公の側近の一人である、リベラル・カトリックのロゲンバッハ(Franz Freiherr von Roggenbach)外相が学校法を推進するラマイ(August Lamey)内相の懐柔を試みたが、教皇至上主義派との間の仲介は失敗に終わる。ロゲンバッハは、プロイセンを盟主としながらも小国が対等の立場から加わる連邦主義的なドイツ連邦への改革を掲げていた(Fehrenbach 2007, 61f)。プロイセンでは、「道義的制覇」を唱える摂政ヴィルヘルムの登場が(1858年)、「新時代」への期待を広げていたものの、躍進を続ける進歩党と政府との間に軍制改革をきっかけとする「憲法闘争」が始まった。対立が膠着する中、首相に就任したビスマルクが議会で「鉄

19 ヴィカーリは、前大公レオポルトの追悼ミサを拒絶し、聖職者の叙任を一方的に進めるなど、国家の教会規制を全面的に拒否したことをかどに投獄までされた教皇至上主義者であった。Cf. (Evans 97)

血演説」を行う一方（1862年）、ドイツ連邦においても、デンマーク戦争後にプロイセンとオーストリアが共同管理下においたシュレスヴィヒ・ホルシュタインの領有をめぐり両国間に緊張が高まっていた。こうして内外で行き詰った外相はやむを得ず辞任の道を選んだのである。

そもそも、国家の成り立ちを考えれば、カトリックに政治的動員を促す十分な素地がバーデンに用意されていたと言える。ナポレオンの支配下、大公を支える官僚が上院に基盤を残したシュタンデスヘルに領主特権を許しながら近代化を進め、ライン川沿いの諸所領をつなぎ合わせて人工的な国家を構築した。<sup>20</sup> 人口全体のおよそ3分の2を占めたカトリックの多くは農民や都市の下層住民であり、商工金融業に携わったプロテスタントやユダヤ人に比しておかれた社会経済的劣位は顕著であった（Evans 1999, 95f.; Becker 1973, 13f.）。確かに、ヴェッセンベルクの本拠地であったコンスタンツがスイス北東部に接していたように、バーデンでもスイスのキリスト・カトリック教会に対応する古カトリック（ドイツ・カトリック）教会が、ヴァティカン会議に反発する信者を上層市民層から集めて公認された（1874年）（Evans 1999, 100）。しかし、とりわけカトリック農民の間では、国家官僚が一方的に進めた近代化や48・49年革命にまで持ち越された領主の特権に対する根強い反感があった。

自由主義派の文化闘争に対する、こうした抗議運動が党派的反対派にまで展開する契機となったのが北ドイツ連邦の成立（1867年7月）であった。ビスマルクは、フランスの介入を牽制しつつオーストリアの対抗を封ずるため、フランクフルト国民会議に倣う男子普選による憲法制定会議の開催をドイツ連邦改革案に盛り込んだ（1866年6月）（Nipperdey 1983, 778f.; Siemann 1990, 285）。小ドイツ主義による統一を求める自由主義派は普選の結果に不安を残しながらも支持する一方<sup>21</sup>、南ドイツ諸邦はオーストリア側についたが、ケーニヒグレーツの戦い（1866年7月）の翌年、北ドイツ諸邦において普選が実施された（1867年2月）。さらにその翌年、新たに執行部と議会を加えて改組された関税同盟の加盟国として、他の南ドイツ諸邦と同じくバーデンにおいても関税同盟議会の選挙が普選によって行われた（*ibid.* 289-291）。ここでバーデンにあてがわれた議席の半数近くを獲得したカトリックの反対派は、その余勢を駆って1869年に「カトリック人民党（KVP）」を結成した。同党は、バーデンの普選を掲げて民主派に同調し、選挙制度の抜本的改革を求めたものの、自由主義派にとって有利な（選挙人を介する）間接選挙と都市部を利する議席の割り当てが温存された（1869年）（Becker 1973, 225-236; Evans 1999, 99）。この後、KVPは自由主義派への対抗勢力として下院に議席を保持したものの少数勢力にととまり、統一後

20 Cf. (平島 2021)

21 1867年6月に結党した国民自由党の綱領の位置づけについては（Langewiesche 1988, 106）。

の1888年にはライヒの中央党に合流した。<sup>22</sup>

プロイセンがオーストリアに対し、ケーニヒグレーツにおいて雌雄を決した後は、バーデンの政権構成も直ちに小ドイツ主義に沿って組み直された。まずは内相の、その2年後には政府を率いる地位に就いたのが、自由主義者としての使命を自負するヨリー（Julius Jolly）であった。ヨリーの下、修道会の活動制限や（宗派別 Konfessions- から）宗派混交学校（Simultanschule）への選択的移行、あるいは神学部卒業生を対象とする試験制度の導入など、いずれも教育の国家規制を強化する趣旨の政策が進められた。バーデンの文化闘争は、ビスマルクが国民自由党系のファルク（Adalbert Falk）を文相につけて始めた「文化闘争」を追い風としてドイツ帝国の建国後にも継続された。<sup>23</sup> もっとも、それらの政策は、政府が新旧の教会支持勢力に抗し、下院の自由主義派に支えられながら進めた、というよりは、あくまでも議会から超越しようとする政府が統一を見据えた軍制改革を実現するための方便として議会の要求を甘受した結果というべきであった（Becker 1973, 201ff.; Evans 1999, 98-101; Gall 1974）。

ピウス9世が求めたコンコルダートは、バーデンでは議会の反対によって葬られ、さらに大公が自由主義派の政府を任命するきっかけとなったのに対し、ハプスブルク帝国ではカトリック教会の期待に全面的に応える形で締結に至った（1855年）。フランツ・ヨーゼフが、かつての教育係であり、精神的助言者ともなったラウシャー（Josef Ottmar von Rauscher）の懇請に従い、かのヨーゼフ2世が絶対主義体制を確立するために教会に対して及ぼした統制権の大半を教皇庁に明け渡したのである。教会は、聖職者の叙任などの内部規律のみならず初等教育の全般や婚姻の手続きに関わる権限を広く掌握することになった。バーデンのフリードリヒ大公が、大学において自由主義思想に親しく接し、著名な自由主義者の人材を側近に抱えたのに対し、48・49年革命の最中に即位したフランツ・ヨーゼフは、王権神授を信じて人民主権を峻拒し、立憲政治に深い疑念を抱く若き皇帝であった（ベラー 2001）。フランツ・ヨーゼフは、フランクフルトやベルリンと並び、クレムジールにおいて憲法草案を審議した議会を解散させた後、それに代えて布告したシュターディオン伯爵起草の3月憲法を直ちに停止し、「大晦日勅令 Sylvesterpatent」（1851

22 カトリックのラインラントを擁するプロイセンの下院でも「カトリック会派」が登場したが、プロイセン憲法の擁護とカトリックの権利の代弁の両立に苦慮し、50年代末には自由主義派と保守派との間の位置取りを意図して「中央党（Zentrum）」と改称する。一方、憲法闘争の中で自由主義派から分離した進歩党は、結党の綱領においてすべての宗派間の対等とならび、立法による学校教育の規制と民事婚の義務化を通じた政教（教会からの国家の）分離の完成を掲げた（Langewiesche 1988, 94）。大ドイツ主義を正面から掲げられなかったカトリック会派は、憲法闘争の中で自由主義派と保守派の狭間に埋没し議席を減じていった。Cf. (Evans 1999, 109f.)

23 議会の内外において展開された「文化闘争」でのビスマルクと自由主義派の相互関係については、Cf. (Heinen 2003).

年)を發して「新絶対主義」の統治を開始した。近代化政策としての「新絶対主義」は、隷農制や封建的賦課を廃止し、法の前での全臣民の平等を謳った上で、ウィーンを頂点とする集権的な行政機構を帝国全体に構築しつつ、<sup>24</sup>そこに経済活動を自由に展開させる経済圏を形成して産業資本主義を育成しようとするものであった。教会に特権の回復を許すコンコルダートの締結は、こうした「官僚による近代化独裁」(Brandt 1985, 84)<sup>25</sup>の流れには逆行するものともいえる。いずれにせよ、これらの政策は一定の成果をもたらしたものの、帝国財政の窮状は解消されなかったばかりか、対外政策での失策がさらなる重圧となった。クリミア戦争(1853年)に際して中立を守りながらロシアを牽制するために行った軍隊の動員に続き、サルデーニャ・フランス同盟との戦争(1859年)が軍事費を膨張させて帝国財政の破綻を決定づけ、フランツ・ヨーゼフに立憲の道に戻ることを余儀なくさせたのである。

狭い範囲の権力エリートの中から、皇帝が最初に交渉をもちかけた相手はハンガリーやボヘミアの高位貴族であった。ハンガリーには歴史的な国制の復活を認める一方、ライタ以西の諸領邦にも身分制的な議会を新設し、貴族が主導する連邦制的な枠組みが作られようとした。皇帝は、軍事外交や経済政策など帝国全体に共通する事項の運営に、諸領邦議会の代表を加えて強化された帝国参議会を諮問機関としてあててはらずであった(1860年の「10月勅書 Oktoberdiplom」)。しかし、この構想はハンガリーの支持を得られなかったばかりか、中央の官僚と「新絶対主義」下に台頭した大ブルジョワジーが強硬に反対するところとなった。フランクフルト国民会議において大ドイツ主義を唱え、その中央政府を率いた経歴をもつシュメアリング(Anton von Schmerling)の集権主義とは相いれなかったし、帝国が金融界から信用を調達するにも説得力不足であった。<sup>26</sup>そこで、皇帝から組閣を委ねられたシュメアリングは、この帝国参議会を貴族院と各領邦議会の代表者で構成される下院の二院制議会に拡充し、領邦議会においては、「シュメアリングの魔法の装置」(Brandt 1988, 144)と呼ばれた選挙区の巧妙な区割りによってドイツ人自由主義派の優位を確保しようとした(1861年の「2月勅令 Februarpatent」)。<sup>27</sup>新たに選ばれた下院では、複

24 中央では、シュターディオン憲法が定めた帝国参議会(Reichsrat)が、革命以前の国务会議(Kronrat)に類似する皇帝の助言機関となった。各領邦に県と郡の階層を配した画一的行政制度はハンガリー王国にも導入され、歴史的な自治体であったコミタート(Komitat)は単なる行政県となった。シュターディオンが、行政機関に並行して設置を構想した自治組織は実現に至らなかった。

25 ブラントは集権的行政機構の構築をライン同盟での国家形成になぞらえる。Cf. (Ibid., 85)

26 ジャドソンは、帝国参議会(ライヒスラート)を帝国議会(ライヒスターク)と呼び改めることを主張し、金融界に近く財務相となったプレーナー(Ignaz von Plener)を自由主義派の代表者とし、歴史的な領邦連邦主義(Kronlandföderalismus)とは区別された帝国全体の集権国家化を志向した官僚のシュメアリングとの対比を強調する(Judson 1996, 70ff.)。なお、2月勅令という憲法的足がかりを得た自由主義派は、社会的経済的のみならず文化的にも優越するドイツ人教養市民層こそが帝国を支える使命を帯びるものと考えた。Cf. (Brandt 1988, 148)

数のドイツ人自由主義会派が「憲法党 Verfassungspartei」と名乗り、2月勅令に基本権や閣僚責任制の規定を補うほか、皇帝の緊急権を限定することによって勅令の憲法としての完成をめざした。<sup>27</sup>

軍事支出を抑制したプレーナー財務相の財政均衡策が対プロイセン戦大敗の唯一の原因となったわけではないが (Judson 1996, 99; Bellabarba 2020, 100), ケーニヒグレートでの敗北後に始まった新たな国制の模索は、ハンガリーとの「妥協 Ausgleich」の成立へと至り、ライタ以西ではアウアースペルク侯爵 (Carlos von Auersperg) を首班とする自由主義派の「市民政府」が成立した。自由主義派は、フランツ・ヨーゼフがハンガリー国王に戴冠した後に停止していた「2月勅令」の憲法化を急ぎ (1867年12月)、基本権カタログの規定や (司法的解決に委ねられた) 閣僚責任制、緊急権の制限などを実現した (Brandt 1985, 95)。これに劣らず自由主義派が力を込めたのが、翌年に始まるいわゆる「5月諸法」の制定であった。同名のプロイセンの立法に先立ち、公立学校の監督職が非聖職者に限定され、民事婚が制度化された。さらに、教職につく修道会士に対して教員資格試験での合格が課され、小学校にバーデンにならった宗派混交学校が導入された (Evans 1999, 125)。ヴァティカン会議を招集した教皇庁に対しては、コンコルダートそのものの破棄が通告された (1870年)。

しかし、その後も民事婚の適用範囲が拡大されたり、聖職者の叙任に対する皇帝の裁可権が復活されたりしたものの、イエズス会の取締りや聖職者による宗教教育の規制など、プロイセンの文化闘争で際立った厳しい措置は打ち出されずに終わった (*Ibid.*, 126)。また、「5月諸法」に対する抗議を表明し、聖職者たちに不服従を訴えたリンツ司教のルディガー (Franz Joseph Rudiger) が処罰されようとした際には、信者の抗議デモやカジノ運動が起こり、カトリックや保守を党是に掲げる政党が結成された領邦もあった。しかし、下級聖職者や農民の間に支持は広がらず、チロルを例外としてバーデンのKVPに比すべきカトリック政党が定着することはなかった (*Ibid.*, 125)。自由主義派は、1873年に帝国参議会の下院 (帝国議会) が (領邦議会の代表から) 直接選挙に改められた後にも勢力を維持するが、<sup>28</sup> ドイツ・ナショナリズムを強調する次世代の議員が現れて求心力を失

27 一定額以上の納税者を有権者とする制限選挙制であり、有権者は大土地所有者、商工会議所、都市、農村の、クーリエ (Kurie) と呼ばれた4つの部会のいずれかに分属した。都市と商工会議所を合わせた議席と他の部会の議席がほぼ同数ずつ配分された。ドイツ人市民層は、会議所と都市の二つの部会において数的優位を占めた (Bellabarba 2020, 96-98)。全人口に占める有権者の割合は、同時代のベルギーよりも大きかった (Judson 1996, 85, Table 1)。クーリエ制の詳細については (平田 2007)。

28 租税不払い運動までおこったハンガリーに続き、ボヘミアの高位貴族、「老チェコ党」やポーランド人の議員も帝国参議会への参加をボイコットした。

29 1873年の選挙後の帝国参議会の党派別勢力配置については、(Judson 1996, 175, Table 4)。文化闘争はドイツ人政党の争点であり、他民族の政党の関心はカトリックの擁護ではなく言語や歴史的領邦の自律であった。

い、自由主義派を首班とする政府も 70 年代をもって姿を消した。5 月諸法は、その後の保守政権によって部分的に手直しされたものの廃止には至らなかったが、実際の適用が手加減されて教会もその敵対的態度を軟化させていった。こうしてオーストリアの文化闘争は、本格的なカトリックの政治的動員を伴わずに終息を迎えたのである。

### 3. カトリック政党の出現を越えて

本稿は、オランダ、ベルギー、スイス、ならびにドイツ連邦のバーデンとオーストリアを対象として取り上げ、各国の自由主義派がおおよそ 1860 年代から 70 年代にカトリック教会に対して展開した文化闘争について検討した。市民の自由権を幅広く保障する成文憲法の制定を求め、議会を活動の場とした自由主義派は、いずこにおいても「進歩」と「文化」の担い手としての自負を抱き、国家が学問と教育を通じて進める近代化を掲げた。

改革派が主流を占めるオランダでは、闘争のきっかけを作ったのは保守的改革派であったが、トルベッケ亡き後、公教育の役割を強調する次世代の自由主義者が、宗派学校への国庫補助を求める宗派勢力に抵抗し、学校問題が両者間で長く争われる争点となった。文化闘争の中、カトリック勢力は改革派に次いで政党の組織化を進め、80 年代には改革派とともに新旧両派の連立政権を形成し、自由主義の優越を打ち破った。また、改革派の事実上の優位が図られたオランダ統一王国から、1831 年に最先端の立憲君主国として独立したカトリックのベルギーでは、48・49 年革命後に自由主義政権が公教育から教会を排除する試みを続けた。ここでも教会勢力は、組織化において自由主義派に後れを取ったものの、教皇至上主義が優勢となって保守党をカトリック政党へと転換させ、80 年代には自由主義派との「学校闘争」に勝利を取めた。19 世紀の市民社会が現代の民主政治に残した遺産を、これら 2 カ国の経験に即して検討したエアトマンは、両国が工業化の進展において前後したにもかかわらず、1880 年代前後に宗派勢力が自由主義の優越を崩しながら、自由主義の時代に興った市民社会の上に、ともにサブカルチャーとしての「柱」を形成し始めた点を強調した (Ertman 2000)。コンソシエーション・デモクラシーを後に構成する要素が準備され始めたのである。<sup>30</sup>

オランダと同様に国民の信仰が新旧両宗派に分かれたスイスでは、分離同盟戦争後の近

30 ブロムは、オランダの自由主義派と宗派勢力とが激しく競い合いながらも、ともに国民の一体性をないがしろにすることがなかった点を強調する (Blom 2006, 409f.)。オランダの政党リーダー間が結んだ「和約」(1917 年)に注目して組み立てられたレイプハルトの「コンソシエーション・デモクラシー」論は、すでに (水島 1993) によって批判的に検討されている。この議論の系譜においてオランダとベルギーの政治を比較する近時の試みに (Andeweg 2019)。

代的連邦国家の形成を主導したのは自由主義派が率いるカントンであった。しかし、ヴァティカン会議後に激化した文化闘争は、新旧両派のカントンの間の対立ではなく、もっぱらカトリック勢力の内部におけるリベラル・カトリック派と教皇至上主義派との対立として争われた。経済的、軍事的な連邦権限の拡大をこそ追求した自由主義派は、レフェレンダムやイニシアティブの制度を連邦にも導入しつつ、カトリック勢力を分断し、リベラル・カトリック派から支持を調達しうる新条項を加えることにより憲法の全面改訂に成功する(1874年)。だが、カントンに委ねられた初等教育を連邦が監督し、調整する趣旨の自由主義派の提案は、レフェレンダムによって否定された(1882年)。新憲法を具体化するための法案に対して吹き荒れた「レフェレンダムの嵐」の一局面であった(Kley 2020, 282f.)。これを契機としてカトリック保守の全国政党の結成に向けた動きが始まる一方、自由主義派は、連邦政府の新閣僚に自発的にカトリックの政治家を選出した(1891年)(Evans 1999, 90)。自由主義派が独占してきた連邦政府の閣僚ポスト配分について、第二次世界大戦中に成立する「魔法の公式 Zaubерformel」へと至る道が始まったのである。

ドイツ連邦の二つの事例は、カトリック勢力が文化闘争を挑んだ自由主義派に対抗して政治的動員を進める上で、選挙権の拡大が有効な手段たりえたことを示す。バーデンのKVPは、関税同盟議会の選挙での躍進を弾みにしてバーデン下院に足がかりを捉え、後に帝国議会の中央党に合流した。自由主義派は制限選挙を頑迷に守ろうとしたが、保守派のビスマルクが戦略的観点から普選を実施したのである。一方、ライタ以西のオーストリアでは、集権主義のシュメアリングが自由主義派にとっての有利を図り、選挙権を制限した上で身分制的議会を導入した。フランツ・ヨーゼフに至っては立憲政治自体に距離を取り続けた(ベラー 2001, 120-130)。文化闘争が鎮静化してさらにその後、普選が導入された下院(1907年)において社民党と並ぶ躍進を見せたキリスト教社会党は、ウィーン市政の自由主義者から出発したルエガー(Karl Lueger)が、反ユダヤ主義によって農民を惹きつけつつ、「キリスト教社会連盟」に集まった平信徒や下級聖職者から支持を調達して台頭した政党であった(Boyer 2004, 17-20; Cole 2003; 田口 2008)。ドイツ連邦の自由主義派も、小国の場合と同様の自負と自信を抱いて新たな政治社会を創出しようとしたが、ついに政治的主導権を握ることなく文化闘争を終えた。中央党とカトリックの「ミリュー」は、保守派が主導して統一したドイツ帝政において低地諸国の「柱」とは異質の存在となった。また、オーストリアのサブカルチャーとなるカトリックの「陣営 Lager」について語るには、第一次世界大戦後のハプスブルク帝国の解体を越え、その後に成立した第一共和制の失敗にまで遠く見通さねばならない。

自由主義にとっては前近代の無知蒙昧でしかなかったカトリック勢力は、西中欧を席卷した文化闘争の中、社会主義労働運動に先立ち自由主義に対抗して政治的動員を進めた。

これがいかなる近代を西中欧にもたらしていったのか、さらなる検討と考察が求められよう。<sup>31</sup>

\*本稿は、「自由主義と『文化闘争—西中欧におけるカトリック政党の成立—』（ISS ディスカッション・ペーパーシリーズ J-242, 2022年9月）を改めたものである。推敲にあたり、フランクフルト国民議会の憲法草案について林知更教授から、また、オランダ政治史に関して水島治郎教授から貴重なご教示を賜った。記して感謝申し上げます。

### 参考文献

- Aerts, Remieg (2020), Die Niederlande, in: Peter Brandt, Werner Daum, Martin Kirsch, Arthur Schlegelmilch (Hg.), *Handbuch der europäischen Verfassungsgeschichte im 19. Jahrhundert. Institutionen und Rechtspraxis im gesellschaftlichen Wandel*. Band 3: 1848-1870, Bonn: Verlag Dietz Nachf., 343-386.
- Andeweg, Rudy B. (2019), Consociationalism in the Low Countries: Comparing the Dutch and Belgian Experience, *Swiss Political Science Review* 25(4), 408-425.
- Becker, Josef (1973), *Liberaler Staat und Kirche in der Ära von Reichsgründung und Kulturkampf*, Mainz: Matthias-Grünwald-Verlag.
- Bellabarba, Marco (2020), *Das Habsburger-Reich 1765-1918*, Berlin/ Boston: Walter de Gruyter.
- Boyer, John W. (2004), Catholics, Christians and the Challenges of Democracy: The Heritage of the Nineteenth-Century, Wolfram Kaiser and Helmut Wohnout (eds.), *Political Catholicism in Europe 1918-45*. Vol. 1, London and New York: Routledge, 7-45.
- Blom, J. C. H. (2006), The Netherland since 1830, in J. C. H. Blom and E. Lamberts (eds.), *History of Low Countries*, New York: Berghahn Books, 393-469.
- Bossard-Borner, Heidi (2003), Village Quarrels and National Controversies: Switzerland, Clark and Kaiser (eds.) (2003), 227-254.
- Brandt, Harm-Heinrich (1985), Parlamentarismus als staatliches Integrationsproblem: Die Habsburger-Monarchie, in Adolf M. Birke und Kurt Kluxen (Hg.), *Deutscher und britischer Parlamentarismus*, München: K. G. Sauer, 69-105.
- Brandt, Harm-Heinrich (1988), Liberalismus in Österreich zwischen Revolution und Grosser Depression, in Dieter Langewiesche (Hg.), *Liberalismus im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 136-160.
- Clark, Christopher and Wolfram Kaiser (eds.) (2003), *Culture-Wars: Secular-Catholic Conflict in Nineteenth-Century Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Clark, Christopher (2003), The New Catholicism and the European Cultural Wars, Clark and Kaiser (eds.), 11-46.
- Cole, Lawrence (2003), The Counter-Reformation's Last Stand: Austria, Clark and Kaiser (eds.) (2003), 285-312.
- Ertman, Thomas (2000), Liberalization, Democratization, and the Origins of a "Pillarized" Civil Society in Nineteenth-Century Belgium and the Netherlands, Nancy Bermeo and Philip Nord (eds.), *Civil*

---

31 普選導入を前にした西欧各国における政党システムのヴァリエーション・モデルをリブセットとともに論じたロッキンは、選挙を通じて政党システムを析出する「数的デモクラシーの回路」のみならず、議会外の団体間の「交渉の回路」の側面をも加味した「柱形成の一般モデル」にも考察を及ぼそうとしていた。Cf. (Rokkan 1990).

- Society before Democracy. Lessons from Nineteenth-Century Europe*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 155–178.
- Evans, Ellen L. (1999), *The Cross and the Ballot. Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and the Netherlands, 1785–1985*, Boston: Humanities Press, Inc.
- Fehrenbach, Elisabeth (2007), *Verfassungsstaat und Nationsbildung 1815–1871*. 2., um einen Nachtrag erweiterte Auflage, München: Oldenbourg Wissenschaftsverlag.
- Gall, Lothar (1974), „Jolly, Julius“, *Neue Deutsche Biographie* 10, 589–591; <https://www.deutsche-biographie.de/pnd118776320.html>
- Gruner, Erich (1964), Eigentümlichkeiten der schweizerischen Parteienstruktur. Zur Typologie frühliberaler Massenparteien, *Politische Vierteljahresschrift* 5(2), 203–217.
- Heinen, Armin (2003), Die Liberalen und der preussische-deutsche Kulturkampf, *Geschichte und Gesellschaft* 29(1), 138–156.
- Heyde, Simon (1991), Roman Catholicism and the Prussian State in the Early 1850s, *Central European History* 24(2), 95–121.
- Huber, Ernst Rudolf (1978), *Deutsche Verfassungsdokumente 1803–1850*, 3. Aufl., Stuttgart: W. Kohlhammer.
- Judson, Pieter M. (1996), *Exclusive Revolutionaries. Liberal Politics, Social Experience, and Nation Identity in the Austrian Empire, 1848–1914*, Ann Arbor: The University of Michigan Press.
- Kalyvas, Stathis N. (1996), *The Rise of Christian Democracy in Europe*, Ithaca: Cornell University Press.
- Kley, Andreas (2020), *Verfassungsgeschichte der Neuzeit*. Grossbritannien, die USA, Frankreich und die Schweiz 4. Auflage, Bern: Stämpfli Verlag.
- Lipset, Seymour Martin and Stein Rokkan (1990), Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments, Peter Mair (ed.), *The West European Party System*, Oxford: Oxford University Press, 91–138 (初出は 1967 年).
- Manca, Anna G. (2020), Preussen, in Peter Brandt, Werner Daum, Martin Kirsch, Arthur Schlegelmilch (Hg.), *Handbuch der europäischen Verfassungsgeschichte im 19. Jahrhundert. Institutionen und Rechtspraxis im gesellschaftlichen Wandel*. Band 3: 1848–1870, Bonn: Verlag Dietz Nachf., 883–940.
- Marteel, Stefaan (2020), Belgien, in Peter Brandt, Werner Daum, Martin Kirsch, Arthur Schlegelmilch (Hg.), *Handbuch der europäischen Verfassungsgeschichte im 19. Jahrhundert. Institutionen und Rechtspraxis im gesellschaftlichen Wandel*. Band 3: 1848–1870, Bonn: Verlag Dietz Nachf., 387–434.
- Kossmann, E. H. (1978), *The Law Countries 1780–1940*, Oxford: Clarendon Press.
- Lamberts, Emiel (2006), Belgium since 1830, in J. C. H. Blom and E. Lamberts (eds.), *History of Low Countries*, New York: Berghahn Books, 319–392.
- Langewiesche, Dieter (1988), *Liberalismus in Deutschland*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- Lipset, Seymour Martin and Stein Rokkan (1990), Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments, Peter Mair (ed.), *The West European Party System*, Oxford: Oxford University Press, 91–138 (初出は 1967 年).
- Nipperdey, Thomas (1976), *Gesellschaft, Kultur, Theorie. Gesammelte Aufsätze zur neueren Geschichte*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Nipperdey, Thomas (1983), *Deutsche Geschichte 1800–1866. Bürgerwelt und starker Staat*, München: Verlag C. H. Beck.
- Nipperdey, Thomas (1992), *Deutsche Geschichte 1866–1918. Zweiter Band, Machtstaat vor der Demokratie*, München: Verlag C. H. Beck.
- Ribhegge, Wilhelm (1998), *Das Parlament als Nation. Die Frankfurter Nationalversammlung 1848/49*, Düsseldorf: Droste Verlag.
- Rokkan, Stein (1990), Towards a Generalized Concept of *Verzuiling*, Peter Mair (ed.), *The West European Party System*, Oxford: Oxford University Press, 139–149 (初出は 1977 年).
- Schaffner, Martin (1998), Direkte Demokratie. 'Alles für das Volk – alles durch das Volk', in Manfred Hettling et al, *Eine kleine Geschichte der Schweiz. Der Bundesstaat und seine Traditionen*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 189–226.

- Siemann, Wolfram (1990), *Gesellschaft im Aufbruch. Deutschland 1849–1871*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- Sperber, Jonathan (1984), *Popular Catholicism in Nineteenth-Century Germany*, Princeton: Princeton University Press.
- Stadler, Peter (1984), *Der Kulturkampf in der Schweiz. Eidgenossenschaft und Katholische Kirche im europäischen Umkreis 1848–1888*, Frauenfeld und Stuttgart: Verlag Huber.
- 北原 敦編 (2008) 『イタリア史 新版世界各国史 15』, 山川出版社, 239–285.
- 岸本由子 (2009) 「オランダ型議院内閣制の起源—議会内多数派と政府との相互自律性」 国家学会雑誌 122 巻 7・8 号, 176–230.
- 田口 晃 (2008) 『ウィーン 都市の近代』 岩波新書.
- 平島健司 (2021) 「ライン川流域における近代国家の成立」 『社会科学研究』 72 巻 1 号, 207–227. [https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/72/01/jss7201\\_207227.html](https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/72/01/jss7201_207227.html)
- 平田 武 (2007) 「オーストリア = ハンガリー 君主国における政治発展の隘路 (1)」 『法学』 71 巻 2 号, 193–236.
- ベラー, スティーヴン (2001) 『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』 坂井榮八郎監訳川瀬美保訳, 刀水書房.
- 水島治郎 (1993) 「伝統と革新—オランダ型政治体制の形成とキリスト教民主主義」 国家学会雑誌 106 巻 7・8 号, 175–234.